

令和7年11月16日執行
いなべ市議会議員選挙

選挙運動費用の公費負担 （選挙公営）の手引 （自動車、ビラ及びポスター）

いなべ市選挙管理委員会

は じ め に

いなべ市議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成に係る経費は、一定の条件の範囲内で公費負担とされており、これらの経費の支払については様々な手続が定められています。

この手引きは、公費負担（公営）の適用を受けようとする場合の、候補者、業者等の方々が行わなければならない手続について記載したものです。

なお、この手引では法令等の用語について、次のように略称を使用しておりますので、ご注意ください。

（凡例）

法 ： 公職選挙法（昭和25年法律第100号）

条例 ： いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

規程 ： いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程

市長 ： いなべ市長

市議会 ： いなべ市議会

市選管 ： いなべ市選挙管理委員会

目 次

1	公費負担の概要	1
2	選挙運動用自動車の使用の公営	4
	(1) ハイヤー方式（一般運送契約）に基づく場合	4
	(2) レンタル方式（個別契約）に基づく場合	6
3	選挙運動用ビラの作成の公営	13
4	選挙運動用ポスターの作成の公営	15
5	各種様式（記載例）	18
	(1) 選挙運動用自動車関係	19
	(2) 選挙運動用ビラ関係	33
	(3) 選挙運動用ポスター関係	39

1 公費負担の概要

国や地方公共団体が、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぎ、選挙運動の機会均等を目的とし候補者の選挙運動の費用を負担する制度です。候補者は、一定の金額を限度として、選挙運動用自動車の使用を無料で使用すること、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成を無料で作成することができます。

ただし、いずれも供託物が没収される候補者には適用されません。

(1) 必ず有償契約を締結しなければならないこと

公費負担（公営）の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を書面にて締結し、市選管へ届け出なければなりません。また「契約書」という名称を有するものに限るものではなく、「借受書」、「貸渡書」、「承諾書」等であっても、「候補者の申込意思」と「業者等の承諾意思」とが書面上明らかにされていれば差し支えありません。また、自動車の借入れの場合は、次の内容が記載されている必要があります。

- ・ 有償契約であること
- ・ 契約期間の記載があること
- ・ 契約金額（内訳金額を含む）の記載があること
- ・ 車両が特定（車種、登録番号等）されていること
- ・ 契約年月日の記載があること
- ・ 借受人が候補者であること

(2) 公費の適用される額には、すべて一定の限度額があること

公費負担の限度額については、個々の契約ごとの限度額と候補者1人当たりの限度額との両方が定められています。条例は、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は契約当事者の合意により定められるものである。この上限額を超える額については公費負担の対象とはなりません。上限額に満たない場合は、実際に要した費用が公費負担となります。

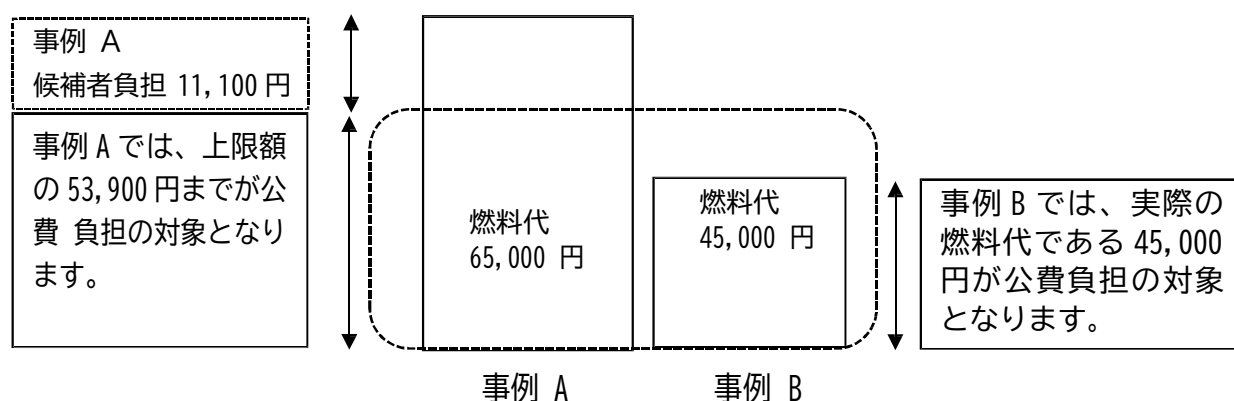
また、候補者の選挙運動費用を公費負担する制度であるので、契約内容（金額、数量）の妥当性等について説明できるよう、適正な契約を行っていただく必要があります。

例えば、選挙運動用ポスターを、ポスター掲示場に掲示するための予備として公費負担限度枚数（135枚）より多く作成した場合は、その予備の作成に要した費用は、公費負担の対象とはなりません。また、選挙運動用ポスター以外のポスター（選挙運動用自動車に掲示するポスター等）は公費負担の対象とはなりません。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担となります。

(例) 選挙運動用自動車の燃料代で、上限額が 53,900 円の場合

≪ 7,700 円×7 日間=53,900 円 ≫



(3) 必ず所定の手続をしなければならないこと

公費負担が適用される場合は、市長は業者等からの請求に基づき、候補者が支払う金額の一定額を業者等に支払うこととされていますが、この経費の支払いには一定の書類が必要ですので、必ず所定の手続をしなければなりません。

なお、届出等に係る書類には、契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用してください。

種 別		提出期日等	提出先
1 各種契約届出書	立候補の届出前の契約	立候補届出後直ちに	候補者⇒市選管
	立候補の届出後の契約	契約締結後直ちに	
2 各種確認申請書		契約の届出と同時に	候補者⇒市選管
3 各種確認書(燃料・ビラ・ポスター)		上記2の申請後直ちに	市選管⇒候補者
4	上記3の確認書を候補者が受領後、直ちに業者等に原本交付		候補者⇒業者等
5 各種使用(作成)証明書	使用証明書(自動車・燃料・運転手)	契約履行後直ちに(選挙期日又は前日)	候補者⇒業者等
	作成証明書(ビラ・ポスター)	納品後直ちに	
6 請求書		選挙期日後速やかに	業者等⇒市長

(4) 候補者に係る供託物が没収されないこと

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象になりません。供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物没収点」といいます。）に達しないときであって、次の計算式により算出します。また、このほか候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。

[市議会議員選挙] 供託物没収点＝有効投票の総数／議員定数×1／10

＊有効投票の総数とは、各候補者の得票数をすべて加えた数です。

(5) 無投票となった場合の取扱い

ア 選挙運動用自動車の使用については、ハイヤー方式〔P4（１）〕、レンタル方式による自動車の借入れ〔P6（２）ア（ア）〕及び運転手の雇用〔P6（２）ア（ウ）〕は、告示日１日分の金額が、燃料供給〔P（２）ア（イ）〕は、告示日１日の使用分が、公費負担の対象になります。

イ 選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラについては、投票の有無にかかわらず、作成費が公費負担の対象になります。

ただし、ア及びイともに告示日までに契約が締結されたものに限りです。

(6) 収支報告と選挙公営

公費負担となった選挙運動ポスターの作成費用及び選挙運動用ビラの作成費用については、選挙運動費用収支報告書に計上する必要があります。

なお、選挙運動用自動車に関する費用〔ハイヤー代・レンタル代（自動車借入れ代・燃料代・運転手の報酬）〕は選挙運動費用とはみなされませんので、選挙運動費用収支報告書への計上は必要ありません。

（法 197 条第 2 項）

(7) 契約変更について

契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

2 選挙運動用自動車の使用の公営(法第 141 条 8 項)

契約の形態には、(1)ハイヤー方式(自動車、燃料代、運転手の全てを含む契約)と(2)レンタル方式(自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用についてそれぞれ個別に契約)とがあります。同じ日にこの両方の契約をする場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が公費負担の対象となります。

なお、候補者に係る供託物が没収されない場合に限り、次に記載する額の範囲内で選挙運動用自動車(以下「自動車」という。)の使用に関し公費負担となります。

(1) ハイヤー方式に基づく場合【一般運送契約】

ア どのようなものが公営になるか

道路運送法(昭和 26 年法律第 182 号)第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(以下「運送事業者」という。)と、燃料及び運転手の雇用込みで自動車を借り入れる有償契約(この契約を「一般運送契約」という。)を締結し、自動車を使用するときは 1 日 1 台 64,500 円の範囲内で公費負担となります。(条例第 2 条)

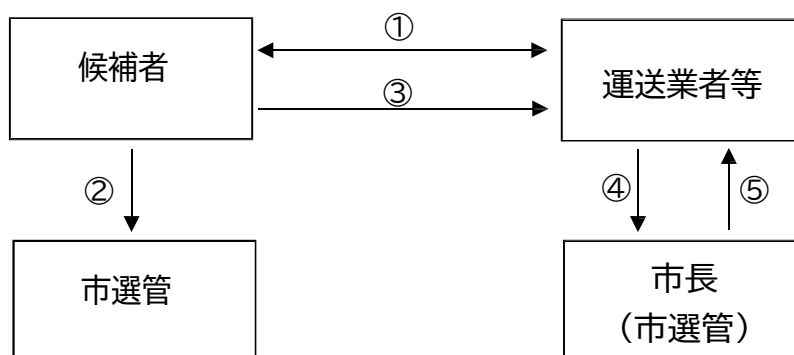
なお、1 日に 2 台以上一般運送契約により自動車を使用するときにあつては、候補者はいずれか 1 台を指定しなければなりません。(条例第 4 条第 1 項第 1 号)

イ どのような手続をしなければならないか

(ア) 候補者は、一般運送契約を締結したときは、その旨を直ちに(立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに)選挙運動用自動車の使用の契約届出書(様式第 1 号(その 1)) [P20] に選挙運動用自動車運送契約書の写し [P19] を添えて市選管に届け出なければなりません。(条例第 3 条、規程第 2 条)

- (イ) 候補者は、自動車を使用したときは、**選挙運動用自動車使用証明書(自動車)**(様式第4号(その1)) [P21] を運送事業者に提出しなければなりません。(規程第5条)
- (ウ) 運送事業者は、選挙の期日後速やかに市長宛てに所定の経費を請求してください。この場合、**請求書(選挙運動用自動車の使用)**(様式第7号(その1)) [P22] に**請求内訳書(別紙1(その1))** [P23] と**選挙運動用自動車使用証明書(自動車)** [P21] を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、市長に請求することができません。(条例第4条、規程第6条)
- (I) 市長は、運送事業者から請求されたときは、運送事業者に所定の経費を支払います。(条例第4条)

ハイヤー方式における流れを図にすると次のようになります。



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面) [P19 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	契約届出書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第1号(その1)】 [P20 記載例参照]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号(その1)】 [P21 記載例参照]	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒市長) ＜注1、注2＞	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】 [P22 記載例参照] 請求内訳書【別紙1(その1)】 [P23 記載例参照]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (市長⇒運送事業者)		

注1 供託物が没収される候補者のものについては、運送事業者は市長へ④の請求をすることはできません。

注2 市長に対してする上記の請求については、市選管で受け付けます。

(2) レンタル方式（個別契約）に基づく場合

ア どのようなものが公費負担（公営）になるか

前記（１）でいう一般運送契約以外の有償契約を個別に締結し、自動車の借入れ、燃料の供給を受けるとき、又は運転手を雇用するときは、それぞれ次の限度額の範囲内で公費負担となります。（条例第４条）

なお、候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）と契約する場合は、公費負担となりません。（条例第３条）

＊「生計を一にする」とは、同一の家屋で日常の生活を共にする場合を指しますが、これらは明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、生計を一にするものとされています。

＊ 親族とは、６親等以内の血族・配偶者・３親等以内の姻族をいいます。

(ア) 自動車の借入れ

自動車を借り入れる有償契約を締結し、自動車を借り入れるときは、１日１台１６,１００円の範囲内で自動車借入代が公費負担となります。

なお、１日に２台以上自動車を借り入れるときは、候補者はいずれか１台を指定しなければなりません。（条例第４条第２号ア）

(イ) 自動車の燃料の供給

自動車の燃料の供給に関する有償契約を締結し、燃料の供給を受けるときは、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に７,７００円を乗じて得た額の範囲内で燃料代が公費負担となります。（条例第４条第２号イ）

(ウ) 自動車の運転手の雇用

自動車の運転手の雇用に関する有償契約を締結し、運転手を雇用するときは、１日１人１２,５００円の範囲内で運転手の報酬の額が公費負担となります。

なお、この契約で１日に２人以上の運転手を雇用するときは、候補者はいずれか１人を指定しなければなりません。（条例第４条第２号ウ）

イ どのような手続をしなければならないか

(ア) 候補者は、それぞれ有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第１号（その１））〔P20〕に契約書の写し（選挙運動用自動車賃貸借契約書、選挙運動用自動車の燃料供

給契約書、選挙運動用自動車運転契約書）[P24～P26] を添えて市選管に届け出なければなりません。（条例第3条、規程第2条）

- (イ) 候補者は、公費負担（公営）の適用を受けようとする燃料代について、公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、燃料供給業者ごとに**確認申請書（自動車燃料代）**（様式第2号（その1））[P27] を市選管に提出しなければなりません。（規程第3条第1項）市選管は、この申請に基づき公費負担が適用される金額までの**確認書（自動車燃料代）**（様式第3号（その1））を交付します。

なお、燃料の供給を受けた場合は、燃料供給業者から「供給を受けた日付、自動車ナンバー（4桁以下のアラビア数字）、燃料の供給量及びその金額」が記載された給油伝票の写し[P11 添付1] を必ず受領し保管してください。

- (ウ) 候補者は、市選管から**確認書（自動車燃料代）**（様式第3号（その1））を受けたときは、直ちにこれを燃料供給業者に提出しなければなりません。（規程第4条）

- (エ) 候補者は、自動車を借入れ、燃料の供給を受け、又は運転手を雇用したときは、**選挙運動用自動車使用証明書（自動車）**（様式第4号（その1））[P21]、**選挙運動用自動車使用証明書（燃料）**（様式第4号（その2））、**選挙運動用自動車使用証明書（運転手）**（様式第4号（その3））[P28～P29] を自動車にあつては運送事業者等ごとに、燃料にあつては燃料供給業者ごとに、運転手にあつては運転手ごとに作成し各事業者等に提出しなければなりません。（規程第5条）

- (オ) 各契約業者等は、選挙の期日後速やかに市長宛てに所定の経費を請求してください。（条例第4条第2号、規程第6条）ただし、供託物が没収される候補者のものについては、市長に請求することができません。

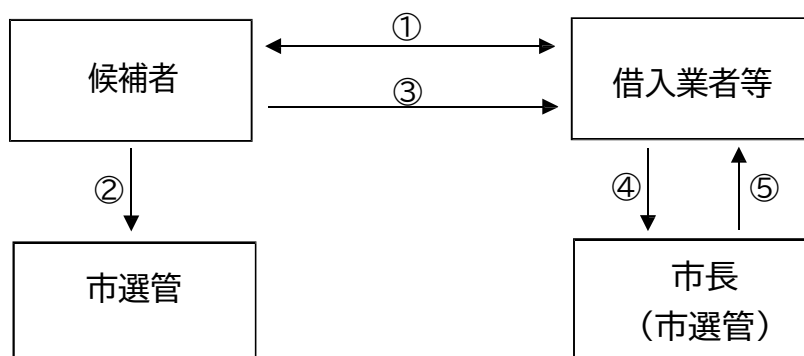
- ・ 自動車借入れの場合は**請求書（選挙運動用自動車の使用）**（様式第7号（その1））[P20] に**請求内訳書（その1）** [P30] と**選挙運動用自動車使用証明書（自動車）**（様式第4号（その1））[P21] を添付しなければなりません。
- ・ 燃料代の場合は**請求書（選挙運動用自動車の使用）**（様式第7号（その1））[P22] に**請求内訳書（様式第7号（その1）別紙3）** [P30] と**選挙運動用自動車使用証明書（燃料）**（様式第4号（その2））[P28] 及び**確認書（自動車燃料代）**（様式第3号（その1））、**給油伝票の写し** [P11 添付1]（給油日、給油量、車番＜4桁部分＞、給油金額が記載されていること。）、**車両運行日誌** [P11 添付2] を添付しなければなりません。

- ・ 運転手の雇用の場合は請求書(選挙運動用自動車の使用)(様式第7号(その1)) [P22] に請求内訳書(様式第7号(その1)別紙4) [P32] と選挙運動用自動車使用証明書(運転手) [P29] を添付しなければなりません。

(カ) 市は、各契約業者等から請求されたときは、各契約業者等に所定の経費を支払います。(条例第4条)

レンタル方式(個別契約)における流れを図にすると次のようになります。

レンタル方式・自動車の借入



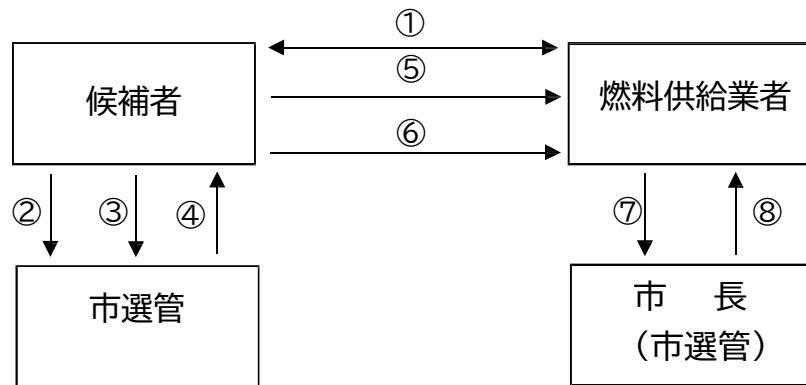
(その 1)

順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書 (契約に関する書面) [P24 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	契約届出書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第 1 号(その 1)】 [P20 記載例参照]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第 4 号(その 1)】 [P21 記載例参照]	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒市長) ＜注 1、注 2＞	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第 7 号(その 1)】 [P22 記載例参照] 請求内訳書【別紙(その 2)】 [P30 記載例参照]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (市長⇒借入業者等)		

注 1 供託物が没収される候補者のものについては、運送事業者は市長へ④の請求をすることはできません。

注 2 市長に対してする上記の請求については、市選管で受け付けます。

レンタル方式・燃料の供給



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車の燃料供給契約書 (契約に関する書面) [P25 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	契約届出書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第 1 号(その 1)】 [P20 記載例参照]	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒市選管)	確認申請書(自動車燃料代) 【様式第 2 号(その 1)】 [P27 記載例参照]	
④	確認書の交付 (市選管⇒候補者)	確認書(自動車燃料代) 【様式第 3 号(その 1)】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第 4 号(その 2)】 [P28 記載例参照]	給油伝票の写 (P11 添付 1) 車両運行日誌 (P11 ページ添付 2)
⑦	請求書の提出(燃料 供給業者⇒市長) <注 1、注 2>	請求書(選挙運動自動車の使用) 【様式第 7 号(その 1)】 [P22 記載例参照] 請求内訳書【別紙(その 3)】 [P31 記載例参照]	④の確認書 ⑥の使用証明書 給 油伝票の写し 車両 運行日誌
⑧	経費の支払 (市長⇒運燃料供給業者)		

注 1 供託物が没収される候補者のものについては、燃料供給業者は市長へ⑦の請求をすることはできません。

2 市長に対してする上記の請求については、市選管で受け付けます。

[添付1] 給油伝票の写し

- ・次に掲げる事項が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写し

ア 燃料の供給を受けた日付

イ 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 桁以下のアラビ

ア

数字

ウ 燃料供給量

エ 燃料供給金額

[様式例]

納 品 書		株式会社 □□□□	
〇〇 〇〇様		いなべ市〇△△番地	
		電話 00-〇〇〇〇	
		登録番号	日 付
		三重〇〇わ〇〇 〇〇	令和〇〇年〇〇月〇 〇日
商 品 名	数量	単価	金 額
レギュラーガソリン	30.0ℓ	148 円	4,440 円

[添付2] 車両運行日誌

- ・次に掲げる事項が記載された書面

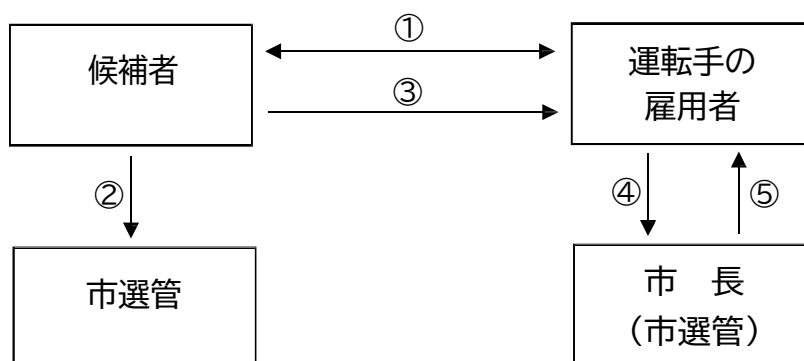
ア 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の運行した日付

イ 運行した日ごとの道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 41 条第 17 号に規定する走行距離計の数値

[様式例]

車両運行日誌			
			候補者 〇〇 〇〇
運行年月日	走行距離計の数値		1 日当たりの 走行距離
	運行前	運行後	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	12,000 km	12,080 km	80 km
令和〇〇年〇〇月〇〇日	12,080 km	12,180 km	100 km
令和〇〇年〇〇月〇〇日	12,180 km	12,290 km	110 km

レンタル方式・運転手の雇用



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車運転契約書 (契約に関する書面) [P26 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	契約届出書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第 1 号(その 1)】 [P20 記載例参照]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手の雇用者)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第 4 号(その 3)】 [P29 記載例参照]	
④	請求書の提出 (運転手の雇用者⇒市長) <注 1、注 2>	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第 7 号(その 1)】 [P22 記載例参照] 請求内訳書【別紙(その 1)別紙 4】 [P32 記載例参照]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (市長⇒運転手の雇用者)		

注 1 供託物が没収される候補者のものについては、個人事業者等は市長へ④の請求をすることはできません。

2 市長に対してする上記の請求については、市選管で受け付けます。

3 選挙運動用ビラの作成の公営(法第 142 条第 11 項)

候補者に係る供託物が没収されない場合に限り、次の(1)に定める額の範囲内で選挙運動用ビラ（以下「ビラ」という。）の作成に関し、公費負担となります。

(1) どのようなものが公営になるか

候補者がビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）と有償契約を締結し、ビラを作成するときは、次の限度額の範囲内で公費負担となります。（条例第 6 条、第 7 条）

なお、作成単価及び作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度があります。

ア 作成単価の限度（条例第 8 条）

- ・ 限度単価 1 枚あたり 8 円 3 8 銭

イ 作成枚数の限度(法第 142 条第 1 項第 6 号)

市選管に届け出た 2 種類以内のビラ

- ・ 限度枚数 議員 4, 0 0 0 枚
市長 1 6, 0 0 0 枚

《ビラ作成の公費負担限度額》

限度額は、「限度単価」×「限度枚数」で求められる金額になりますが、作成枚数が限度枚数の範囲内であること、かつ、作成単価が限度単価の範囲内であることが前提になります。

《議員の計算例》

「限度単価(8 円 3 8 銭)」×「限度枚数(4, 000 枚)」= 3 3, 5 2 0 円……①

実際の作成単価：8 円 5 0 銭 実際の作成枚数：3, 5 0 0 枚

8 円 5 0 銭×3, 5 0 0 枚= 2 9, 7 5 0 円……②

②は①の範囲内であるが、作成単価が限度単価を超えているために、公費負担の対象にはなりません。 この場合、公費を受けられるのは、

8 円 3 8 銭×3, 5 0 0 枚= 2 9, 3 3 0 円 となります。

公費負担額

=

作成単価と限度単価とを
比較して少ない方の額

×

作成枚数と限度枚数とを
比較して少ない方の枚数

(2) どのような手続きをしなければならないか

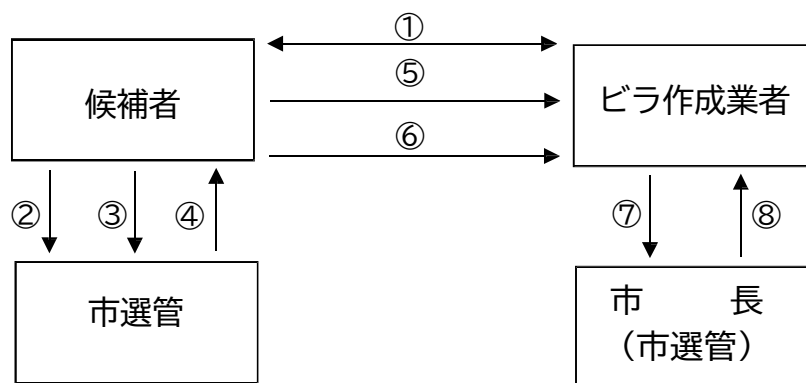
ア 候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）契約届出書(ビラ作成)(様式第 1 号(その 2)) [P34] に選挙運動用ビラ作成契約書の写し [P33] を添えて市選管に届け出なければなりません。

(条例第 7 条、規程第 2 条)

- イ 候補者は、公費負担の適用を受けようとするビラの作成について、公費負担が適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成業者ごとに**確認申請書(ビラ作成枚数)**(様式第2号(その2)) [P35] を市選管に提出しなければなりません。市選管は、この申請に基づき公費負担が適用される枚数までの**確認書(ビラ作成枚数)**(様式第3号(その2))を交付します。(規程第3条)
- ウ 候補者は、市選管から**確認書(ビラ作成枚数)**の交付を受けたときは、直ちにこれをビラ作成業者に提出しなければなりません。(規程第4条)
- エ 候補者は、ビラを作成したときは、**ビラ作成証明書**(様式第5号) [P36] をビラ作成業者に提出しなければなりません。(規程第5条)
- オ ビラ作成業者は、選挙の期日後速やかに市長宛てに所定の経費を請求してください。この場合、**請求書(ビラの作成)**(様式第7号(その2)) [P37] に**請求内訳書**(様式第7号(その2)別紙) [P38]、**ビラ作成証明書**(様式第5号) [P36]、**確認書(ビラ作成枚数)**及び納品書の写しを添付しなければなりません。(規程第6条)
- カ 市長は、ビラ作成業者から請求されたときは、ビラ作成業者に所定の経費を支払います。(条例第8条)

以上の流れを図にすると次のようになります。

選挙運動用ビラの作成の公営



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面) [P33 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	契約届出書(ビラ作成) 【様式第1号(その2)】 [P34 記載例参照]	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒市選管)	確認申請書(ビラ作成枚数) 【様式第2号(その2)】 [P35 記載例参照]	
④	確認書の交付 (市選管⇒候補者)	確認書(ビラ作成枚数) 【様式第3号(その2)】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	

順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	ビラ作成証明書 【様式第 5 号】 [P36 記載例参照]	納品書の写し
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒市長) <注 2、注 3>	請求書(ビラの作成) 【様式第 7 号(その 2)】 [P37 記載例参照] 請求内訳書【様式第 7 号(その 2)別紙】 [P38 記載例参照]	④の確認書 ⑥の使用証明書 納品書の写し
⑧	経費の支払 (市長⇒ビラ作成業者)		

注 1 納品書の写しはビラ作成枚数及びビラ作成金額が記載された書面で、ビラ作成業者から納品の際に受領したものの写しとなります。

注 2 供託物が没収される候補者のものについては、燃料供給業者は市長へ⑦の請求をすることはできません。

注 3 市長に対してする上記の請求については、市選管で受け付けます。

4 選挙運動用ポスターの作成の公費負担(法第 143 条第 15 項)

候補者に係る供託物が没収されない場合に限り、次の(1)に定める額の範囲内で選挙運動用ポスター(以下「ポスター」という。)の作成に関し、公費負担となります。

(1) どのようなものが公費負担(公営)になるか

候補者がポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)と有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、次の限度額の範囲内で公費負担となります。(条例第 9 条、第 10 条)

なお、作成単価及び作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度があります。

ア 作成単価の限度(条例第 11 条)

586 円 88 銭にポスター掲示場数(135 か所)を乗じて得た金額に 316,250 円を加えた金額をポスター掲示場数で除した金額となります。

$$\text{計算式} \quad \frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}(135 \text{ か所}) + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}(135 \text{ か所})} = 2929.4 \text{ 円}$$

※ 1 円未満の端数がある場合には、その端数は 1 円とする

・ 限度単価 1 枚あたり 2,930 円

イ 作成枚数の限度(法第 142 条第 1 項第 6 号)

・ 限度枚数 135 枚(ポスター掲示場数と同じ)

《ポスター作成の公費負担限度額》

限度額は、「限度単価」×「限度枚数」で求められる金額になりますが、作成枚数が限度枚数の範囲内であること、かつ、作成単価が限度単価の範囲内であることが前提になります。

《計算例》

「限度単価（2,930 円）」×「限度枚数(135 枚)」＝395,550 円……①

実際の作成単価：2,500 円 実際の作成枚数：150 枚

2,500 円×150 枚＝375,000 円……②

②は①の範囲内であるが、作成枚数が限度枚数を超過しているために、公費負担の対象にはなりません。この場合、公費を受けられるのは、

2,500 円×135 枚＝337,500 円 となります。

公費負担額	=	作成単価と限度単価とを 比較して少ない方の額	×	作成枚数と限度枚数とを 比較して少ない方の枚数
-------	---	---------------------------	---	----------------------------

(2) どのような手続きをしなければならないか

ア 候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後）直ちに契約届出書（ポスター作成）（様式第1号(その3)）[P41] に選挙運動用ポスター作成契約書の写し [P39] と仕様と明細が記載された書類を添えて市選管に届け出なければなりません。

（条例第7条、規程第2条）

イ 候補者は、公費負担の適用を受けようとするポスターの作成について、公費負担が適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者ごとに確認申請書(ポスター作成枚数)(様式第2号(その3)) [P42] を市選管に提出しなければなりません。市選管は、この申請に基づき公費負担が適用される枚数までの確認書(ポスター作成枚数)(様式第3号(その3))を交付します。（規程第3条）

ウ 候補者は、市選管から確認書（ポスター作成枚数）の交付を受けたときは、直ちにこれをポスター作成業者に提出しなければなりません。（規程第4条）

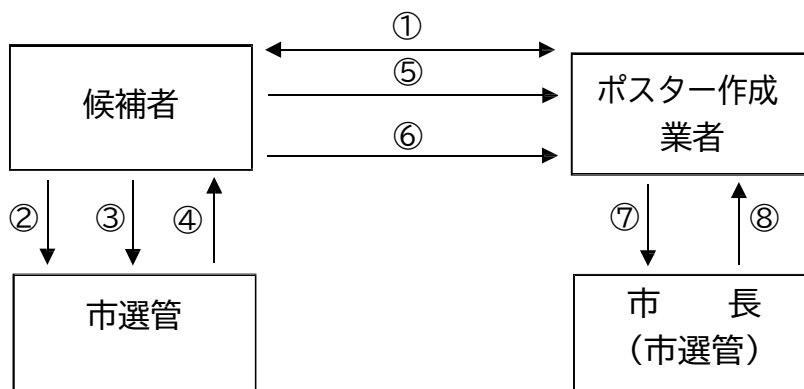
エ 候補者は、ポスターを作成したときは、ポスター作成証明書(様式第6号) [P43] をポスター作成業者に提出しなければなりません。（規程第5条）

オ ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに市長宛てに所定の経費を請求してください。この場合、請求書(ポスターの作成)(様式第7号(その3)) [P44] に請求内訳書(様式第7号(その3)別紙) [P45]、ポスター作成証明書 [P43]、確認書(ポスター作成枚数)を添えなければなりません。（規程第6条）

カ 市長は、ポスター作成業者から請求されたときは、ポスター作成業者に所定の経費を支払います。（条例第11条）

以上の流れを図にすると次のようになります。

選挙運動用ポスターの作成の公営



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面) [P39 記載例参照]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	契約届出書(ポスター作成) 【様式第 1 号(その 3)】 [P41 記載例参照]	①の契約書写し ポスター作成仕様書 [P40 記載例参照] 又は仕様・明細が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒市選管)	確認申請書(ポスター作成枚数) 【様式第 2 号(その 3)】 [P42 記載例参照]	
④	確認書の交付 (市選管⇒候補者)	確認書(ポスター作成枚数) 【様式第 3 号(その 3)】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	ポスター作成証明書 【様式第 6 号】 [P43 記載例参照]	納品書の写し
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒市長)	請求書(ポスターの作成) 【様式第 7 号(その 3)】 [P44 記載例参照] 請求内訳書【様式第 7 号(その 3)別紙】 [P45 記載例参照]	④の確認書 ⑥の作成証明書、 納品書の写し
⑧	経費の支払 (市長⇒ポスター作成業者)		

- 注 1 納品書の写しはポスター作成枚数及びポスター作成金額が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものの写しとなります。
- 2 供託物が没収される候補者のものについては、燃料供給業者は市長へ⑦の請求 をすることはできません。
- 3 市長に対してする上記の請求については、市選管で受け付けます。

5 各種様式(記載例)

(1) 選挙運動用自動車関係

I ハイヤー方式

ア 選挙運動用自動車運送契約書	19
イ 契約届出書(選挙運動用自動車の使用)【様式第1号(その1)】	20
ウ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第4号(その1)】	21
エ 請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第7号(その1)】	22
オ 請求内訳書【様式第7号(その1)】別紙1	23

II レンタル方式

ア 選挙運動用自動車賃貸借契約書	24
イ 選挙運動用自動車燃料供給契約書	25
ウ 選挙運動用自動車運転契約書	26
エ 契約届出書(選挙運動用自動車の使用)【様式第1号(その1)】	20
オ 確認申請書(選挙運動用自動車の燃料代)【様式第2号(その1)】	27
カ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第4号(その1)】	21
キ 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)【様式第4号(その2)】	28
ク 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)【様式第4号(その3)】	29
ケ 請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第7号(その1)】	22
※請求書は自動車、燃料、運転手ともに同一様式	
コ 請求内訳書【様式第7号(その1)別紙2】自動車	30
サ 請求内訳書【様式第7号(その1)別紙3】燃料代	31
シ 請求内訳書【様式第7号(その1)別紙4】運転手	32

(2) 選挙運動用ビラ関係

ア 選挙運動用ビラ作成契約書	33
イ 契約届出書(ビラの作成)【様式第1号(その2)】	34
ウ 確認申請書(ビラ作成枚数)【様式第2号(その2)】	35
エ ビラ作成証明書【様式第5号】	36
オ 請求書(ビラの作成)【様式第7号(その2)】	37
カ 請求内訳書【様式第7号(その2)別紙】(ビラの作成)	38

(3) 選挙運動用ポスター関係

ア 選挙運動用ポスター作成契約書	39
イ ポスター作成仕様書	40
ウ 契約届出書(ポスターの作成)【様式第1号(その3)】	41
エ 確認申請書(ポスター作成枚数)【様式第2号(その3)】	42
オ ポスター作成証明書【様式第6号】	43
カ 請求書(ポスターの作成)【様式第7号(その3)】	44
キ 請求内訳書【様式第7号(その3)別紙】ポスター	45

収入
印紙

割
印

ハイヤー方式の場合

選挙運動用自動車運送契約書

いなべ市 ●●●●選挙 候補者 戸籍を記入 (以下「甲」という。)

株式会社○○○○ 代表○○ ○○ (以下「乙」という。)

選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第 141 条に基づく選挙運動のために使用
- 2 車種及び 車 種 小型乗用自動車(車種名)
登録番号 登録番号 三重○○○ わ ○○○○ (車両のナンバー)
- 3 台 数 1 台
- 4 使用期間 令和●年●●月●●日から (告示日)
令和●年●●月●●日まで (投票日の前日)
- 5 契約金額 270,000 円 ← 契約金額及び単価は消費税を含む
(内訳 1 日 30,000 円 × 9 日間)

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づきいなべ市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、いなべ市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙はいなべ市に請求できない。

7 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和●年●●月●●日 ← 契約は告示日前でも可

甲 いなべ市 ●●●●選挙 候補者
住 所 いなべ市○○町○○1234番地
氏 名 候補者届出と一致 ㊞

乙 住 所 ●●●市●●町4321番地
氏 名 株式会社 ○○○○
代表者 代表取締役 ○○○○ ㊞

※ 法人は社印と代表者印

契 約 届 出 書
(選挙運動用自動車の使用)

令和●年●●月●●日

※ 告示日以降の日であること

いなべ市選挙管理委員会委員長 様

令和●年●●月●●日執行
いなべ市●●●●●選挙

候補者 戸籍名を記載

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送業者との契約による場合 ハイヤー方式の場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運 送 契 約 期 間	運 送 契 約 金 額	
R●.●●.●●	いなべ市〇〇町●●111 番地 株式会社〇〇〇 代表 〇〇〇〇	R●.●●.●●から R●.●●.●●まで	●●●●●円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
			借入れ 期間等	契約金額	
自動車の 借 入 れ	R●.●●.●●	いなべ市〇〇町●●111 番地 (株) 〇〇〇レンタカー 代表 〇〇〇〇	R●.●●.●●から R●.●●.●●まで	●●●●●円	
燃 料 代	R●.●●.●●	いなべ市〇〇町●●111 番地 (株) 〇〇石油 代表 〇〇〇〇	R●.●●.●●から R●.●●.●●まで	●●●●●円	150 円/L
運 転 手 の 雇 用	R●.●●.●●	いなべ市〇〇町●●111 番地 (株) 〇〇〇レンタカー 代表 〇〇〇〇	R●.●●.●●から R●.●●.●●まで	●●●●●円	

備考 (省略)

選挙運動用自動車使用証明書
(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和●年●●月●●日

※ 選挙運動期間中のうち、自動車使用の最終日であること

令和●年●●月●●日執行
いなべ市●●●●●選挙
候補者 戸籍名を記載

ハイヤー方式↓

レンタル方式↓

運送等契約区分 (該当する番号に○をしてください。)		1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2 左に掲げる場合以 外の場合
運送事業者等	氏名又は名称	(株) ○○レンタカー	
	法人の場合は 代表者の氏名	代表取締役 ○○○○	
	住 所	○○市○○町○○	
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
三重●●●わ●●●●●	令和●年●●月●●日	●●●●●円	
三重●●●わ●●●●●	令和●年●●月●●日	●●●●●円	
三重●●●わ●●●●●	令和●年●●月●●日	●●●●●円	
三重●●●わ●●●●●	令和●年●●月●●日	●●●●●円	
三重●●●わ●●●●●	令和●年●●月●●日	●●●●●円	
三重●●●わ●●●●●	令和●年●●月●●日	●●●●●円	
三重●●●わ●●●●●	令和●年●●月●●日	●●●●●円	

備考：省略
様式第7号（第6条関係）
（その1）

請求書は、自動車、燃料、運転手共通です。
別紙及び指定資料を添付してください。

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和●年●●月●●日 ← 選挙期日（投票日）後の日付

いなべ市長 様

法人の場合は社印と代表者印、個人は印を押す
住 所 いなべ市●●町●●111 番地
氏 名 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）
 （株）●●●レンタカー
代表 ● ● ● ● 印
電話番号 0 5 9 4 - ●● - ●●●●

1 請 求 金 額	●●●●●●円		
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり		
3 選挙の種類	令和●年●●月●●日執行 いなべ市●●●●選挙		
4 候補者の氏名	戸籍名で記載		
5 金融機関	●●● 銀行・農協 ●●● 本店 金庫・（ ） ●●● 支店		
	預金種別	普通・当座	口座番号 1 2 3 4 5 6 7
	フリガナ	力) ●●●レンタカー	
	口座名義	(株) ●●●レンタカー	

- 備考：省略
- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、この他に確認書（自動車燃料代）及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、給油の際に受領したもの）の写し）とともに選挙期日後速やかに提出してください。
 - 候補者が供託物を没収された場合には、いなべ市に支払を請求することはできません。
 - 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、確認書（自動車燃料代）に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
 - この請求書は、選挙運動用自動車、燃料、運転手の各経費について共通の様式です。

（その1）別紙1

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により
自動車を使用した場合…条例第4条第1号の場合）

※ 選挙運動期間のみ記載すること

使用年月日	運送金額（ア）	基準限度額 （イ）	請求金額	備考
R●.●●.●●	30,000円	64,500円	30,000円	
R●.●●.●●	30,000円	64,500円	30,000円	
R●.●●.●●	30,000円	64,500円	30,000円	
R●.●●.●●	30,000円	64,500円	30,000円	
R●.●●.●●	30,000円	64,500円	30,000円	
R●.●●.●●	30,000円	64,500円	30,000円	
R●.●●.●●	30,000円	64,500円	30,000円	
計			210,000円	

備考 「請求金額」欄には、使用した日について（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

収入
印紙

割
印

レンタカー方式の場合

選挙運動用自動車賃貸借契約書

いなべ市●●●●選挙候補者 戸籍名を記入 (以下「甲」という。)

株式会社○○○○ 代表○○ ○○ (以下「乙」という。)

選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第 141 条に基づく選挙運動のために使用
- 2 車種及び 車 種 小型乗用自動車 (車種名)
登録番号 登録番号 三重○○○ わ ○○○○ (車両のナンバー)
- 3 台 数 1 台
- 4 使用期間 令和●年●●月●●日から (告示日)
令和●年●●月●●日まで (投票日の前日)
- 5 契約金額 ●●●●●円 ← 契約金額及び単価は消費税を含む
(内訳 1 日 ●●●●●円 × ● 日間)

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づきいなべ市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、いなべ市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙はいなべ市に請求できない。

7 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和●年●●月●●日 ← 契約は告示日前でも可

甲 いなべ市 ●●●●選挙 候補者
住 所 いなべ市○○町○○ 1 2 3 4 番地
氏 名 候補者届出と一致 印

乙 住 所 ○○市○○町 1 1 1 1 番地
氏 名 株式会社 ○○○○
代表者 代表取締役 ○○○○ 印
※ 法人は社印と代表者印

収入
印紙

割
印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

いなべ市●●●●選挙候補者

戸籍名を記入

(以下「甲」という。)

株式会社○○石油 代表○○ ○○

(以下「乙」という。)

選挙運動のための自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和●年●●月●●日から
令和●年●●月●●日まで (●日間)
- 2 供給場所 所在地 いなべ市○○町○○1111番地
名 称 (株)◇◇石油
- 3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号
車 種 小型乗用自動車(車種名)
登録番号 三重○○○わ○○○○(車両のナンバー)
- 4 単 価 1ℓ当たり ●●●円●●銭
(単価は、消費税を含んだ額である)

告示日から
投票日の前日まで

5 契約金額

上記の単価に期間中の供給総量を乗じた額(1円未満の端数を生じた場合は、円未満を四捨五入する)を契約金額とする。

- 6 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、乙は、いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づきいなべ市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、いなべ市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙はいなべ市に請求できない。

7 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和●年●●月●●日

←契約は告示日前でも可

甲 いなべ市●●●●選挙候補者

住 所 いなべ市○○町○○1234番地

氏 名 候補者届出と一致 印

乙 住 所 ○○市○○町1111番地

氏 名 株式会社 ○○石油

代表者 代表取締役 ○○○○ 印

※ 法人は社印と代表者印

選挙運動用自動車運転契約書

いなべ市●●●●選挙候補 戸籍名を記入 (以下「甲」という。)という。)

●● ●●(運転手の氏名) (以下「乙」という。)は、

甲が使用する公職選挙法第 141 条に定める選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

- 1 運転する期間 令和●年●●月●●日から
令和●年●●月●●日まで (●日間) 告示日から
投票日の前日まで
原則として毎日●時●●分から●●時●●分まで
- 2 契約金額 ●●●●●円
(1日につき ●●●●●円)

- 3 運転する車両の車種及び登録番号
車 種 小型乗用自動車(車種名)
登録番号 三重○○○わ○○○○(車両のナンバー)

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づきいなべ市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、いなべ市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙はいなべ市に請求できない。

5 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和●年●●月●●日 ←契約は告示日前でも可

甲 いなべ市 ●●●●選挙 候補者
住 所 いなべ市○○町○○ 1 2 3 4 番地
氏 名 候補者届出と一致 印

乙 住 所 ○○市○○町 1 1 1 1 番地
氏 名 ○○○○(運転手の氏名) 印

※ 印は必要

様式第2号(第3条関係)(その1)

確 認 申 請 書
(選挙運動用自動車の燃料代)

※ 供給最終日以降であること

令和●年●●月●●日

いなべ市選挙管理委員会委員長 様

令和●年●●月●●日執行

いなべ市●●●●選挙

候補者 戸籍名を記載

次の自動車燃料代につき、いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日	令和 ● 年 ●● 月 ●● 日	
2 契約の相手方	氏名又は名称	株式会社 ○○石油
	法人の場合は 代表者の氏名	代表取締役 ○○○○
	住 所	いなべ市○○町○○1111番地
3 燃料の供給を受ける選挙運動 用自動車の自動車登録番号	三重○○○ わ ○○○○	
4 確認申請金額	15,750円	

区 分	購 入 金 額	左 の う ち 確 認 済 み 又 は 確 認 申 請 金 額
前回までの累積金額 (a)	0 円	0 円
今 回 の 購 入 金 額 (b)	15,750 円	15,750 円
燃 料 代 計 (a)+(b)	15,750 円	15,750 円
備 考		

選挙運動用自動車使用証明書
(燃 料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

※ 供給最終日の日付を記入

令和 ● 年●●月●●日

令和●年●●月●●日執行
いなべ市●●●●選挙
候補者

戸籍名を記載

燃料供給事業者	氏名又は名称	株式会社 ○○石油			
	法人の場合は 代表者の氏名	代表取締役 ○○○○			
	住 所	いなべ市○○町○○1111番地			
燃料供給年月日	燃料の供給を受け た選挙運動用自動 車の自動車登録番 号	燃料供給量	燃料供給金額	備考	
R●.●●.●●	三重○○○ わ ○○○○	30 L	4,500円		
R●.●●.●●	三重○○○ わ ○○○○	30 L	4,500円		
R●.●●.●●	三重○○○ わ ○○○○	30 L	4,500円		
R●.●●.●●	三重○○○ わ ○○○○	15 L	2,250円		
R●.●●.●●	三重○○○ わ ○○○○	30 L	4,500円		
R●.●●.●●	三重○○○ わ ○○○○	30 L	4,500円		
年 月 日		L	円		

備考：省略

様式第4号（第5条関係）（その3）

選挙運動用自動車使用証明書
（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

※ 運転最終日の日付を記入
令和 ● 年●●月●●日

令和●年●●月●●日執行
いなべ市●●●●選挙
候補者 戸籍名を記載

運 転 手	氏 名	いなべ市〇〇町〇〇1111番地	
	住 所	〇〇〇〇	
雇 用 年 月 日		報 酬 の 額	備 考
R●.●●.●●		10,000円	
R●.●●.●●		10,000円	
R●.●●.●●		10,000円	
R●.●●.●●		10,000円	
R●.●●.●●		10,000円	
R●.●●.●●		10,000円	
R●.●●.●●		10,000円	

備考：省略

様式第7号（第6条関係）

（その1）別紙2

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合…条例第4条第2号アの場合）

（1）選挙用自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
R●.●●.●●	10,000 円	16,100 円	10,000 円	
R●.●●.●●	10,000 円	16,100 円	10,000 円	
R●.●●.●●	10,000 円	16,100 円	10,000 円	
R●.●●.●●	10,000 円	16,100 円	10,000 円	
R●.●●.●●	10,000 円	16,100 円	10,000 円	
R●.●●.●●	10,000 円	16,100 円	10,000 円	
R●.●●.●●	10,000 円	16,100 円	10,000 円	
計			70,000 円	

備考 「請求金額」欄には、使用した日について（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください

自動車の借入期間ではなく、選挙運動期間のみ記載すること。

様式第7号（第6条関係）

（その1）別紙3

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合…条例第4条第2号イの場合）

（2）燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売単価 (ア)	販売量 (イ)	販売金額 (ア)×(イ)	備考
R●.●●.●●	三重〇〇〇 わ 〇〇〇〇	150 円	30 L	4,500 円	
R●.●●.●●	三重〇〇〇 わ 〇〇〇〇	150 円	30 L	4,500 円	
R●.●●.●●	三重〇〇〇 わ 〇〇〇〇	150 円	30 L	4,500 円	
R●.●●.●●	三重〇〇〇 わ 〇〇〇〇	150 円	15 L	2,250 円	
計				15,750 円	
確認書に記載された額の合計				52,920 円	
請求金額				15,750 円	

備考

- 1 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された自動車登録番号を記載してください。

候補者が発行する使用証明書（燃料）の内容を記載すること。

様式第7号（第6条関係）

（その1）別紙4

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合…条例第4条第2号ウの場合）

（3）運転手

雇用年月日	報 酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請 求 金 額	備 考
R●.●●.●●	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
R●.●●.●●	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
R●.●●.●●	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
R●.●●.●●	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
R●.●●.●●	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
R●.●●.●●	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
R●.●●.●●	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
計			70,000 円	

備考 「請求金額」欄には、雇用した日について（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

収入
印紙

割
印

選挙運動用ビラ作成契約書

いなべ市●●●●選挙候補者

戸籍名を記入

(以下「甲」という。)

株式会社○○印刷 代表○○ ○○

(以下「乙」という。)

印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 品 名 公職選挙法第 142 条第 1 項第 6 号に定めるビラ
- 仕 様 A4、片面（両面）、カラー（モノクロ）、紙質（ ）
- 枚 数 ●●●● 枚
- 契約金額 ●●●, ●●●● 円（単価●円●●●銭）
（注）契約金額・単価は消費税を含んだ額である。

- 納入期限 令和●年●●月●●日 ←告示日前でも可

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づきいなべ市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、いなべ市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙はいなべ市に請求できない。

6 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和●年●●月●●日

← 約は告示日前でも可

甲 いなべ市 ●●●●選挙 候補者

住 所 いなべ市○○町○○ 1 2 3 4 番地

氏 名 候補者届出と一致 印

乙 住 所 ○○市○○町1111番地

氏 名 株式会社 ○○印刷

代表者 代表取締役 ○○○○ 印

※ 法人は社印と代表者印

契 約 届 出 書
(選挙運動用ビラの作成)

※ 告示日以降の日付を記載

令和●年●●月●●日

いなべ市選挙管理委員会委員長 様

令和●年●●月●●日執行

いなべ市●●●●選挙

候補者 戸籍名を記載

次のとおり選挙運動用ビラ作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R●.●●.●●	いなべ市○○町○○1111 (株)○○印刷 代表取締役 ○○○○	●●●●枚	●●●●●円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第2号(第3条関係)(その2)

確 認 申 請 書
(選挙運動用ビラ作成枚数)

※ 届出日を記載(告示日以降の日)

令和●年●●月●●日

いなべ市選挙管理委員会委員長 様

令和●年●●月●●日執行

いなべ市●●●●選挙

候補者 戸籍名を記載

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日	令和 ● 年 ●● 月 ●● 日	
2 契約の相手方	氏名又は名称	(株) ○○印刷
	法人の場合は代表者の氏名	代表取締役 ○○ ○○
	住 所	いなべ市○○町○1111番地
3 確認申請枚数	●●●● 枚	

区 分	作 成 枚 数	左 の う ち 確 認 済 み 又 は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数(a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数(b)	●●●● 枚	●●●● 枚
枚 数 計 (a)+(b)	●●●● 枚	●●●● 枚
備 考		

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

※ 納期後かつ告示日以降の日付

令和●年●●月●●日

令和●年●●月●●日執行

いなべ市●●●●選挙

候補者 戸籍名を記載

ビラ作成事業者	氏名又は名称	(株) ○○印刷
	法人の場合は代表者氏名	代表取締役 ○○ ○○
	住 所	いなべ市○○町○○1111番地
作 成 枚 数		●●●● 枚
作 成 金 額		●●●●● 円

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成事業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成事業者に提出してください。
- ビラ作成事業者がいなべ市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成事業者は、いなべ市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 市議会議員選挙の場合 4,000 枚
市長選挙の場合 16,000 枚
 - 限度額 8円38銭(単価)×確認された作成枚数＝限度額

様式第7号（第6条関係）
（その2）

請 求 書
（選挙運動用ビラの作成）

いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和●年●●月●●日

← 選挙期日（投票日）後の日付であること。

いなべ市長

住 所 いなべ市○○町○○1111番地
氏 名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
（株）○○印刷
代表取締役 ○○○○ 印
電話番号 0594-00-0000
※ 人は社印と代表者印

1 請求金額	●●●●● 円			
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり			
3 選挙の種類	令和●年●●月●●日執行 いなべ市●●●●●選挙			
4 候補者の氏名	戸籍名を記載			
5 金融機関	○○○ 銀行・農協 本店 金庫・（ ） ○○ 支店			
	普通・当座	口座番号	普通・当座	
	フリガナ	カ) マルマルインサツ		
	口座名義	(株) ○○○印刷		

備考

- この請求書は、候補者から受領した確認書（選挙運動用ビラ作成枚数）及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、いなべ市に支払を請求することはできません。

様式第7号（第6条関係）

（その2）別紙

請 求 内 訳 書

区 分	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A)×(B)=(C)	備 考
作 成 金 額 (a)	●. ●● 円 契約書と一致	●●●●枚 契約書と一致	●●●●●円 契約書と一致	
基 準 限 度 額 (b)	8. 3 8 円	●●●●枚 確認書の枚数	●●●●●円	
請 求 金 額	●. ●● 円 (a), (b)の少ない方	●●●●枚 (a), (b)の少ない方	●●●●●円 請 求 額	

備考

- 1 基準限度額の「枚数」の欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 請求金額の「単価」の欄には、印刷金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 請求金額の「枚数」の欄には、印刷金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

収入
印紙

割
印

選挙運動用ポスター作成契約書

いなべ市●●●●選挙候補者 戸籍名を記入 (以下「甲」という。)

株式会社○○印刷 代表○○ ○○ (以下「乙」という。)

印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第 143 条第 1 項第 5 号に定めるポスター

2 仕 様

規格・サイズ (cm)	紙質・厚さ	その他
42 cm×30 cm	ユポ紙・110 kg	耐候性インキ仕様

3 枚 数 ●●●枚

4 契約金額 ●●●●●●●円 (単価●●●●円●●銭)
(注) 契約金額・単価は消費税を含んだ額である。

5 納入期限 令和●年●●月●●日 ←告示日前でも可

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づきいなべ市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、いなべ市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙はいなべ市に請求できない。

7 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和●年●●月●●日 契約は告示日前でも可

甲 いなべ市 ●●●●選挙 候補者

住 所 いなべ市○○町○○ 1 2 3 4 番地

氏 名 候補者届出と一致 印

乙 住 所 ○○市○○町1111番地

氏 名 株式会社 ○○印刷

代表者 代表取締役 ○○○○ 印

※ 法人は社印と代表者印

契約届（P37）とともにご提出ください。

ポスター作成仕様書

※ 契約日以前の日付となります

令和●●年●●月●●日

いなべ市●●●●選挙

候補者氏名 戸籍名を記入 様

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

いなべ市○○町○○ 1 1 1 1 番地
(株)○○印刷
代表取締役 ○○○○ 印

※ 法人は社印と代表者印

1 ポスターの仕様

作成契約枚数	規格・サイズ	紙質・厚さ	その他の仕様
●●●枚	42 cm×30 cm	ユポ紙・110 kg	耐候性インキ使用

2 ポスター作成内訳金額（項目毎の金額）

項 目	数 量	単 価	金 額
企画・デザイン料	一式		
インク代	一式		
用紙代（ユポ紙・110KG）	●●●枚		
印刷代	一式		
小 計			
消費税額			
合 計			

※ 合計額は、契約額と同額にしてください。

契 約 届 出 書
(選挙運動用ポスターの作成)

※ 告示日以降の日付を記載

令和●年●●月●●日

いなべ市選挙管理委員会委員長 様

令和●年●●月●●日執行

いなべ市●●●●選挙

候補者 戸籍名を記載

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R●.●●.●●	いなべ市○○町○○1111 (株)○○印刷 代表取締役 ○○○○	●●●枚	●●●●●●●円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第2号(第3条関係)(その3)

確 認 申 請 書
(選挙運動用ポスター作成枚数)

※ 届出日を記載(告示日以降の日)

令和●年●●月●●日

いなべ市選挙管理委員会委員長 様

令和●年●●月●●日執行

いなべ市●●●●選挙

候補者 戸籍名を記載

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日	令和●年●●月●●日	
2 契約の相手方	氏名又は名称	(株) ○○印刷
	法人の場合は代表者の氏名	代表取締役 ○○ ○○
	住 所	いなべ市○○町○1111番地
3 確認申請枚数	●●● 枚	

区 分	作 成 枚 数	左 の う ち 確 認 済 み 又 は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数(a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数(b)	●●● 枚	●●● 枚
枚 数 計 (a)+(b)	●●● 枚	●●● 枚
備 考		

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

※ 納期後かつ告示日以降の日付

令和●年●●月●●日

令和●年●●月●●日執行
いなべ市●●●●選挙
候補者 戸籍名を記載

ビラ作成事業者	氏名又は名称	(株) ○○印刷
	法人の場合は代表者氏名	代表取締役 ○○ ○○
	住 所	いなべ市○○町○○1 1 1 1 番地
作 成 枚 数		●●● 枚 契約書上の枚数
作 成 金 額		●●●●●●円
当該選挙におけるポスター掲示場数		1 3 5 箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成事業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成事業者に提出してください。
- ポスター作成事業者がいなべ市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成事業者は、いなべ市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 当該選挙におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額 単価×確認された作成枚数＝限度額

586 円 88 銭×ポスター掲示場数+316,250 円

ポスター掲示場数

＝単価…(1円未満の端数は切り上げ)

様式第7号（第6条関係）
（その3）

請 求 書
（選挙運動用ポスターの作成）

いなべ市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和●年●●月●●日 ←選挙期日（投票日）後の日付であること。

いなべ市長

住 所 いなべ市○○町○○1111番地
氏 名 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）
 （株）○○印刷
 代表取締役 ○○○○ 印
電話番号 0594-00-0000
※ 法人は社印と代表者印

1 請求金額	●●●●●● 円			
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり			
3 選挙の種類	令和●年●●月●●日執行 いなべ市●●●●選挙			
4 候補者の氏名	戸籍名を記載			
5 金融機関	○○○ 銀行・農協 本店			
	金庫・（ ） ○○ 支店			
	普通・当座	口座番号	普通・当座	
	フリガナ	カ) マルマルインサツ		
	口座名義	(株) ○○○印刷		

- 備考
- 1 この請求書は、候補者から受領した確認書（選挙運動用ビラ作成枚数）及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 2 候補者が供託物を没収された場合には、いなべ市に支払を請求することはできません。

様式第7号（第6条関係）

（その3）別紙

請 求 内 訳 書

当該選挙のポスター掲示場数		1 3 5 箇所		
区 分	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A)×(B)= (C)	備 考
作 成 金 額 (a)	●●●●円 契約書と一致	●●●枚 契約書と一致	●●●●●● 円 契約書と一致	
基 準 限 度 額 (b)	2 9 3 0円	●●●枚 確認書の枚数	●●●●●● 円	
請 求 金 額	●●●●円 (a), (b)の少ない方	●●●枚 (a), (b)の少ない方	●●●●●● 円 請 求 額	

備考

- 「当該選挙のポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 基準限度額の「単価」の欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots (1 \text{ 円未満の端数は切り上げ})$$
- 基準限度額の「枚数」の欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 請求金額の「単価」の欄には、印刷金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 請求金額の「枚数」の欄には、印刷金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

